

写

令和 7 年 8 月 28 日

松野町長 坂 本 浩 様

松野町特別職報酬等審議会
会 長 岡 村 勝

松野町議會議員の報酬額について（答申）

令和 7 年 3 月 24 日付けで諮問のあった松野町議會議員の報酬額について、次のとおり答申する。

1 答 申

(1) 報酬額について

種 別		現行	審議会答申	現行との差額
月額	議 長	213,000 円	270,000 円	57,000 円
	副議長	178,000 円	235,000 円	57,000 円
	議 員	163,000 円	220,000 円	57,000 円

《予算額の比較》

区 分	現行	改定後	比較
報 酬	14,520 千円	19,260 千円	4,740 千円増
期末手当	4,801 千円	6,368 千円	1,567 千円増
議 員	19,321 千円	25,628 千円	6,307 千円増

(2) 改定時期について

令和 8 年 4 月 1 日

(3) その他意見

議員の積極的な活動を支援するため、政務活動費（年間 120,000 円）の導入を求める。

2 審議の内容

(1) 経緯

本審議会は、町長から諮問のあった松野町議会議員の報酬額について、4回にわたって審議した。令和7年3月24日の第1回審議会では、平成28年度以降改定されていない現行の議員報酬額が、他団体に比べて低い水準にあることを確認し、増額の必要性について協議した。令和7年5月8日に実施した第2回審議会では、松野町議会議員2名の出席のもと、議員提出の資料を基に意見聴取を行った。令和7年8月1日に実施した第3回審議会では、その増額の具体に関する審議を行い、令和7年8月25日に実施した第4回審議会において答申額を決定した。

(2) 意見等

審議会では、「これまでの報酬改定の経過」、「松野町議会の議員定数」、「近隣自治体や、人口や産業構造が同規模である類似団体の報酬額との均衡」、「現在の町の財政状況」等の項目に着目し、様々な角度から審議を行った。

本町の議員報酬額は、県内他自治体、類似団体等と比較しても下位に位置づけられており、経済的な要因による議員のなり手不足を懸念する声もあることから、増額するべきという結論に達した。

また、平成28年度以降報酬を改定していないことや現在の物価高騰等も考慮し、若い世代が家庭を持ち、子育てをしながら議員活動をすることができる最低限度の報酬額は必要であることを確認した。

具体的な金額については、愛媛県の大卒初任給の水準や、人口に対しての議員定数が同程度である県内団体の報酬額等も参考に審議したところ、月額22万円とすることで一致した。この金額は、生活の大部分を担う最低限の収入基準となり得る額であり、松野町の財政状況に大きな影響を与えるものではないという結論を得ている。

議長、副議長の報酬については、今回改定する議員報酬月額に従前の上乗せ額を加算した額とした。委員長報酬については、県内の状況を勘案して一般の議員報酬と同額とすることとした。

また、今回の報酬改定が10年ぶりの改定であること、定数削減や議会広報誌の発行等により議員の活動実態が増えていること、今年度において議員の一部改選があったこと等の理由から、現議員の在任期間中の改定が望ましいとして、改定の時期については、令和8年4月1日とすることで一致した。

その他、町政に関する調査研究等、議員の積極的な活動を支援するため、必要な経費を一部補填することを目的とした政務活動費の導入についても審議を行い、導入を希望することで一致している。